

インドー日本からの情報通信技術分野の製品に関する措置(WT/DS584/R)

平 覚

(大阪市立大学名誉教授)

1. 事実

- ・日本は、一部の情報通信技術(ICT)製品に対するインドの関税が同国の WTO 譲許表に定める義務的関税をこえているとして申立てた。

2. 当事国の主な主張

(1)日本の主張

- ・インドは、GATT1994 の II 条 1 項(a)及び(b)に不適合に行動している(7.1)。
- ・関税通知による適用除外措置は、市場で活動する貿易業者に予見可能性の欠如を生じさせ競争に重大な影響を及ぼし、GATT1994 の II 条 1 項(a)に不適合である(7.1)。

(2)インドの主張

- ・関連する義務的関税約束は情報技術協定(ITA: 1996 年の情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言)に規定されており、その約束は静的でインドの WTO 譲許表への編入によっては変更されない(7.13)。

- ・関税譲許の範囲が ITA の下で同意した約束から拡大されないと想定していたにもかかわらず HS2007 への移行の際に拡大されたことについて錯誤が生じたため、ウィーン条約法条約(ウィーン条約)48 条により当該関税品目についての約束は無効で義務的ではない(7.2)。

- ・日本は、「関税譲許表の修正及び訂正のための手続に関する 1980 年 3 月 26 日の GATT 決定」(1980 年決定)を通じたインドによる譲許表の訂正要請に異議を申し立て、同決定第 3 項に違反した(7.2)。

- ・仮に錯誤が存在しないとしても、インドに輸入された当該日本製品はインド・日本包括的経済連携協定(日印 CEPA)により無税とされているため、日本製品に適用される通常関税率はインドの譲許表に定める関税率を「こえる」ものではない(7.2)。

3. 主要な論点に関するパネルの判断

(1)ITA の関連性

- ・ITA に含まれる約束は、加盟国の譲許表に編入されることを通じて初めて WTO 法体系の中で運用可能とされる。ITA は WTO 協定及び DSU の意味において対象協定ではない。WTO の法的義務は ITA とは別である。II 条 1 項(a)及び(b)の適用上、インドの法的義務の源泉は同国の WTO 譲許表に規定される WTO 関税約束である(7.46)。

(2)ウィーン条約 48 条の錯誤

a. ウィーン条約 48 条は WTO の紛争解決において適用可能な法か。

- ・48 条の実質的要件が実際に満たされる場合にこの問題についてパネルの立場を表明する必要がある。実質的要件が満たされない場合には、この問題は未解決のものとする(7.90)。

b. 48 条 1 項の援用可能性

・インドの WTO 関税譲許の範囲が自国の ITA の範囲に限定されるというインドの想定が、自国の譲許表の変更によって拘束されることについての同意の不可欠の基礎をなすということをインドは証明していない(7.139)。インドによる 48 条 1 項の援用を退ける(7.157)。

c. 48 条 2 項の適用可能性

・錯誤の存在を仮定しても、インドは、自国の WTO 関税約束の範囲が自国の ITA 約束から拡大された可能性を予見できる状況に置かれていた(7.173-7.202)。

・48 条 2 項の文言により、インドは自国の WTO 関税率表を全体としてまたは部分的に無効にするため 48 条 1 項に依拠することはできない(7.214)。

(3)1980 年決定の下でのインドの是正要求

・日本が 1980 年決定に不適合に行動したという認定を求めるインドの要請は、パネルの付託事項の範囲に入らず、それゆえパネルはそのような法的判断を行う権限を有していない(7.242)。

(4) GATT1994 II 条 1 項(a)及び(b)適合性

・パネル設置要請において確認された本件措置は修正されてきたが、パネル設置要請の文言がその後の修正を含むように十分に広範であるなどの理由により、本件の修正措置はパネルの付託事項の範囲内にある(ex. 7.292)。

・II 条 1 項(b)第 1 文に不適合に加盟国の譲許表に定めるものをこえる通常関税を適用することは、また II 条 1 項(a)の意味における「より不利な待遇」を構成する(7.321)。

・問題の関税品目の範囲に入る製品に対するインドの関税待遇は II 条 1 項(a)及び(b)に不適合(ex. 7.321)。

(5) GATT1994 の II 条 1 項(a)の下での日本の追加的主張

・II 条 1 項(b)は関税及び租税又は課徴金の適用に言及するが、II 条 1 項(a)はより広く譲許表に定める他の加盟国の通商に対する待遇に言及している。それゆえ、II 条 1 項(a)は、加盟国の譲許表に規定されるような義務をそれが II 条 1 項(b)によって示唆されていない場合でも取り込むことができる(7.425)。

・日本は、インドの WTO 譲許表に定める関税待遇を適用するためのインドによる関税通知の利用が同譲許表に定めるものよりも不利な関税待遇をもたらすことを立証していない(7.431)。

(6) 通知 69/2011

・II 条 1 項(a)及び(b)に含まれる義務の性質の最恵国待遇性に留意すると、II 条 1 項(b)における「他の加盟国の領域の産品」という文言には日印 CEPA の特惠的原産地要件は含まれない(7.449)。

・通知 69/2011 に従い日本製品は関税の適用を除外されるために日印 CEPA の原産地要件に従うことを要求される限りで、通知 69/2011 は、問題となっている関税品目に属する日本製品に無条件の免税待遇を与えていないため、II 条 1 項(a)及び(b)に不適合(7.452)。

4. 本件の意義

(1) ウィーン条約 48 条の適用可能性

本件パネルは、48 条の実質的要件が満たされないから 48 条の適用可能性の問題は未解決のものとすると述べて判断を回避した。司法機関の役割があくまで係属する紛争の解決であるとする、そのために必要かつ十分な範囲で判断を示せばよく、いわゆる訴訟経済の行使が許容されていることも考慮すると、本件パネルのアプローチを批判することはできない。しかし、手続法的な性質を持つ 48 条は、その適用を排除するような特別法が対象協定中には存在せず、48 条の適用可能性は本来否定されるべきではない。

(2) 48 条の実体的要件の分析手法

① 法的な錯誤か事実上の錯誤かの問題に対する判断の回避

主張される錯誤が法的な錯誤か事実上の錯誤かという問題についても、48 条 1 項の他の要件が満たされていないので、判断の回避は妥当。

② 48 条 2 項の要件充足の立証責任問題に対する判断の回避

パネルは、この点についても判断を回避したが、両当事国によって行われた陳述と提出された証拠の形で十分な情報が存在し、しかもこれらの陳述と証拠が拮抗しているとは思われないからであるとする。パネルは、さらに、一般法原則として *jura novit curia* (裁判所は法を知る) の原則の適用も示唆しているが、それが適切であったかは疑問とする余地がある。

③ 48 条 2 項の適用問題に対する判断の必要性

パネルは、48 条 1 項の要件が満たされないと判断したのであるから、同様に訴訟経済を行使し、あえて 48 条 2 項の適用問題を詳細に検討する必要はなかったともいえる。本件パネルは、現実には上級委員会の機能は停止しているものの、上級委員会への上訴の可能性を意識していたのかも知れない。本件の特有の事情を考慮すれば、48 条 1 項の適用を否定するパネルの判断が覆される可能性は少なく、2 項の適用問題についてパネルが訴訟経済を行使しなかった点は疑問なしとはしない。

(3) GATTII 条 1 項(a) 単独違反の主張

パネルは、(a) 号単独違反が成立するためには、当該措置が譲許表に定める「通商」に対する待遇より不利な待遇でなければならないことを確認した。

(4) 通知 69/2011 に関するパネルの判断の意味

日印 CEPA の特恵的原産地規則の要件を満たさないが、インドの非特恵原産地規則によれば日本製品とされる製品が免税待遇を享受するためには、通知 69/2011 の下で日印 CEPA の特恵原産地規則の要件を満たすことが条件とされており、それゆえ、無条件の免税待遇の義務づける II 条 1 項(a) 及び(b) に違反するという趣旨と理解される。

(5) その他

日本は、1980 年決定を「対象協定」ではないとしているが(7.222)、その根拠は何であろうか。パネルは判断を回避したが、同決定は、インドが主張するように、マラケッシュ協定附属書一 A に関する解釈のための一般的注釈 1(b)(iv) 「その他 1947 年のガット締約国が行

った決定」として「対象協定」であるように思われる。

インド—日本からの情報通信技術分野の製品に関する措置(WT/DS584/R)

平 寛

(大阪市立大学名誉教授)

1. 事実

1996 年 12 月 13 日、情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言(情報技術協定：ITA)¹が採択され、インドは 1997 年 3 月 26 日に ITA に参加した。ITA 参加国は相互間で特定製品について関税撤廃を合意し、ITA 附属書は、参加国がそのための措置を GATT1994 に附属する自国の譲許表に組み入れることを要求し、さらに ITA 参加国の譲許表が「関税譲許表の修正及び訂正のための手続に関する 1980 年 3 月 26 日の GATT 決定」(1980 年決定)²に従って修正されるべきことを指示した(2.18)。

日本は、一部の情報通信技術(ICT)製品に対してインドが適用する関税について、インドの WTO 譲許表に定める関連の義務的関税をこえていることを理由に異議を申立てた(2.1)。手続的経緯は以下の通り(1.1-1.6)。

2019 年 5 月 10 日 協議要請
2019 年 5 月 23 日 協議開催するも紛争解決に至らず
2020 年 5 月 19 日 日本がパネル設置要請
2020 年 7 月 29 日 DSB がパネルを設置
2020 年 10 月 7 日 パネル構成
2023 年 4 月 17 日 パネル報告書³発出
2023 年 5 月 17 日 インドが上級委員会への上訴を DSB に通知

2. 当事国の主な主張

(1)日本の主張

インドは、一部の ICT 製品に対して同国の WTO 譲許表に定める約束に反する関税待遇を課しており、GATT1994 の II 条 1 項(a)及び(b)に不適合である。さらに、本件で問題と

¹ Ministerial Declaration on Trade in Information Technology Products, WT/MIN (96)/16.

² GATT Decision of 26 March 1980 on Procedures for Modification and Rectification of Schedules of Tariff Concessions, L/4962.

³ Panel Report, *India – Tariff Treatment on Certain Goods*, WT/DS584/R, circulated 17 April 2023 (*India – Tariffs on ICT Goods (Japan)*).

された措置は、市場で活動する貿易業者に予見可能性の欠如を生じさせ競争に重大な影響を及ぼしており、GATT1994 の II 条 1 項(a)に不適合である(7.1)。

(2)インドの主張

インドの WTO 譲許表が HS2002 から HS2007 へ移行された際に、インドによる錯誤と他の WTO 加盟国によるおそらく見落としが発生し、インドの譲許表が錯誤により認証された。インドは、自国の関税約束を ITA に含まれる関税約束をこえて拡大することを意図していないことを以前に広範な WTO 加盟国に伝達していた。そのような認証がインドの約束を ITA に含まれるものをこえて実質的に拡大するものであることを認識していれば、インドは関税譲許表に同意しなかったであろう。ウィーン条約法条約(以下、ウィーン条約)48 条に従い、インドの WTO 譲許表中の当該関税品目についての関税約束は、錯誤により認証されたものであり、したがって、無効でかつ拘束力がない。申立国は、1980 年決定を通じてのインドによる同国の譲許表の訂正要請に異議を申し立てることにより、同決定第 3 項に違反した。仮にインドの 2007 年譲許表に錯誤が存在しないとしても、インドに輸入された当該日本製品は日本・インド包括的経済連携協定(日印 CEPA)により無税とされているため、日本製品に適用される通常関税の実行税率はインドの WTO 譲許表に記載された関税率を「こえる」ものではない(7.2)。

3. 主要な論点に関するパネルの判断

(1)ITA の関連性

①ITA はインドの義務を規定するか

<日本の主張>

本件紛争にとって、関連する義務は、GATT1994 の II 条 1 項(a)及び(b)並びに II 条 7 項により GATT1994 に編入されたインドの譲許表に規定される義務である。ITA とその附属文書はインドがその譲許表において行なった譲許とは法的に異なる。インドが II 条 1 項(a)及び(b)の下での義務に違反しているかどうかを決定するために検討しなければならないのは、もっぱらインドの譲許表だけである(7.26)。

<インドの主張>

ITA の下でのインドの義務は静的、すなわち、ITA において定義された製品の範囲に限定され、HS1996 から HS2002 又は HS2007 へのインドの譲許表の移行は ITA の下でのインドの義務に影響を及ぼさず又はこれを変更しない。ITA は将来開発される可能性のある一群の追加的製品を含まない。インドは、問題の製品が ITA の対象ではないので問題の製品に関する約束を行っていない(7.20)。

<パネルの判断>

日本の主張はもっぱら GATT1994 の II 条 1 項(a)及び(b)にのみ基づく。ITA に含まれる約束は、加盟国の譲許表に編入されることを通じて初めて WTO 法体系の中で運用可能と

される。ITA は WTO 協定及び DSU の意味において対象協定ではない。ITA は一定の WTO 関税約束を行うインドの決定に関連した可能性はあるが、WTO の法的義務は ITA とは別である。II 条 1 項(a)及び(b)の適用上、インドの法的義務の源泉はインドの WTO 譲許表に定める WTO 関税約束である(7.46)。

②ITA はインドの WTO 譲許表に定める関税約束の範囲を制限又は修正するか

<インドの主張>

ITA は ICT 製品に関する約束の静的な源泉である。それは、限定された範囲の製品に対する約束を伴った特別の文書であり、それらの約束が当事国の譲許表の関連する号(sub-heading)に反映されることを要求する。ウィーン条約 31 条 4 項の下で、それらの号は当事国が意図した特別の意味に従って、すなわち ITA の文脈において解釈された HS1996 とその説明によって解釈されることを要求する(7.47)。したがって、インドの WTO 関税約束は ITA が締結された後に生じた技術革新によって生まれた新たな製品を排除する(7.61)。

<日本の主張>

ITA は、インドの譲許表の解釈にいかなる法的関連性も持たない。それは、本件のインドの譲許表の解釈に当たってウィーン条約 31 条 2 項(b)に従った文脈の一部とはなり得ない(7.50)。ITA はインドが WTO 譲許表において行なった譲許とは法的に別個のものであり、それゆえインドの譲許表の解釈には無関係のものである(7.52)。

<パネルの判断>

一般規則として、加盟国の関税譲許の製品範囲は、時間とともに変化し、技術的發展の結果として登場した製品を包含する。本件紛争における唯一の問題は、この一般規則が ITA の存在によって修正されるかということである。(7.67)

ITA とインドの WTO 譲許表の関係についてのインドの解釈によれば、上述の一般規則は ITA の参加国ではない WTO 加盟国には適用され続けるが、ITA の参加国である WTO 加盟国は[この一般規則とは]異なる規則に服することになる。言い換えれば、インドのアプローチによれば、インドの WTO 譲許表に規定される関税譲許は ITA 参加国に対する製品範囲が ITA 非参加国に対する製品範囲と異なることになる(7.69)。製品範囲が表面的には同一の関税約束をそのように解釈するのは、多角的貿易体制を支える相互主義と互惠的取極の諸原則に反し、加盟国の関税約束の安定性と予見可能性を実質的に害することになる(7.70)。

[ITA 参加国間では、インドの WTO 譲許表は、ウィーン条約 31 条 4 項の「特別の意味」を与えられるべきかについて]、31 条 4 項に言及される「当事国」は条約のすべての当事国を含み、当事国の一部を含むものではない。ITA は、WTO 加盟国の一部によって合意されたにすぎず、(インドの WTO 譲許表に規定される文言を含めて) WTO 協定のいずれの文言についても WTO 協定の当事国の意図を表明することはできず、31 条 4 項は適用されない(7.73)。

以上の理由から、インドの WTO 譲許表を ITA に参加していない WTO 加盟国について

と異なるように解釈する根拠はない。したがって、ITA の静的性質に関するインドの解釈上の多くの陳述はインドの WTO 譲許表の解釈には関連しない。(7.74)

インドの譲許表を解釈するための「文脈」として ITA を援用するインドの陳述は、(ITA を文脈として利用し譲許表の関税約束を解釈するというよりも) WTO 譲許表の内容を ITA の内容に置き換えることに焦点を合わせており、かつ、範囲のいかなる相異もインドの WTO 譲許表の範囲を修正するものではないから、インドの譲許表に規定されたインドの関税約束の範囲を決定するために ITA を「文脈」として考慮する必要はない。(7.80) ITA は性質上静的ではないインドの WTO 譲許表に定める関税約束を書き替えるものではない(7.82)。

(2)ウィーン条約 48 条 1 項の援用可能性

<インドの主張>

インドの譲許表の HS2007 への移行の際に、インドは、自国の関税譲許の範囲が ITA の下で同意した約束から拡大されないと理解していた。しかし、譲許表の移行はインドの関税約束を ITA から拡大した。インドは、ITA の製品範囲が製品の複雑さが増したために問題の号(sub-heading)を通じて実施された正確な変更について明確に予見することができる状況に置かれていなかった。ウィーン条約 48 条が適用可能な法規則であり、それは、「同意の自由が条約の有効性の不可欠の条件である」とし、したがって、「国家は、その同意を与える際に条約の主題に関連して誤解していたならば条約を自由に締結してはいない」とする慣習国際法の原則を法典化するものである。さらに、48 条は通常条約全体の無効化をもたらすが、本件の事情の下では、問題の関税品目が譲許表の他の部分から分離可能であり、ウィーン条約 44 条により当該関税品目だけが無効となり、したがって、非拘束的となる(7.84)。

「2007 年譲許表が認証されたときの当該号の下での約束の実質的な範囲に関連する」インドの錯誤は、48 条 1 項の意味における「事実又は事態」である。なぜなら、「事態」という用語は、「特定の時点で存在する全般的な条件又は状況(condition or circumstances)」を含むからである。主要なコメンタリーによれば、「48 条は法と事実が混合した問題を排除せず、両者の境界線は必ずしも常に容易に確定することはできない。」⁴ 実際、問題とされるすべての錯誤がそうであるように、ある錯誤が法的結果をもたらすという事実はその錯誤を法的な錯誤とするわけではない(7.94)。

<日本の主張>

本件においてウィーン条約 48 条は適用可能ではない。本件の状況は 48 条 1 項及び 2 項の実質的要件を満たさない。とくに、主張される錯誤は 48 条 1 項の意味での「事実又は事態」に関連しない。さらに、いずれにしても、48 条 2 項の意味で、インドは、自らの行為

⁴ M. E. Villiger, Commentary on the 1969 Vienna Convention on the Law of Treaties (Martinus Nijhoff, 2009), p. 608) からの引用。

によって錯誤に寄与し、錯誤の発生の可能性を予見することができる状況に置かれていたので、48条1項を援用することはできない。インドは本件手続においてウィーン条約44条及び45条の要件を立証していない(7.85)。

「当該製品はすでに HS2002 に基づくインドの認証された譲許表において免税譲許の対象とされており」、移行過程での錯誤は存在しなかった。「HS2007 へのインドの譲許表の移行は、インドが HS2007 に基づく譲許表を認証したとき、約束の範囲についてインドのいかなる『錯誤』の源泉にもなり得なかった。」本件において、インドが主張する錯誤は、インドの譲許表の下での同国の権利と義務の「実質的範囲」に関わるため、明らかに法の錯誤であり、このような法の錯誤をインドは 48 条を援用するために利用することはできない。インドがその同意を与え、主張される錯誤によって影響を受けたであろう全体としての条約は HS2007 に基づくインドの譲許表である。インドは、主張する錯誤がこの条約に拘束されることについての自国の同意の不可欠の基礎をなしていることを証明していない(7.95)。

<パネルの判断>

①ウィーン条約 48 条は WTO の紛争解決において適用可能な法か。

48 条の実質的要件が実際に満たされる場合に初めてこの問題についてパネルの立場を表明する必要がある。実質的要件が満たされない場合には、48 条が WTO の紛争解決において適用可能な法規則であるかの問題は未解決のものとする。(7.90)

両当事国は、たとえ 48 条の要件が満たされたとしても、45 条(b)により、インドはその行為により条約の有効性を黙認したとみなされなければならない、48 条を援用する自国の権利を喪失したかどうかを争っている。48 条の適用可能性の問題と同様に、我々が、48 条の実質的要件が満たされており、48 条が WTO の紛争解決において適用可能と結論する場合にのみ、45 条の適用可能性と適用を扱うことが必要となる(7.91)。

②48 条 1 項の援用可能性

インドが 48 条 1 項を援用できるためには、インドは以下を証明しなければならない。

(i) インドの譲許表の変更が HS2007 への移行過程に続いて認証されたときに、インドは、自国の WTO 関税約束の範囲が自国の ITA 約束の範囲をこえて拡大されないと想定していたこと。(ii) その想定が 48 条 1 項の意味での「事実又は事態」に関連していたこと。(iii) その想定がインドの譲許表の変更によって拘束されることについてのインドの同意の不可欠の基礎をなしていたこと。及び、(iv) HS2007 移行過程に続いてインドの WTO 関税約束の範囲が自国の ITA 約束の範囲をこえて拡大されたため、その想定が錯誤であったこと。(7.106)

上記(i)について、「想定」の証拠は入手が困難であろうことを認める。そのような想定が暗黙の了解として広く抱かれていた限りで、文書による証拠はほとんど[又は sic.]なんら存在しないであろう。それゆえ、インドによる文書による証拠の欠如が、インドはその想定が存在に関して立証責任を果たさなかったと結論するのに十分であるとは考えない。(7.117)

想定証拠を提出することに伴う必然的な証拠上の限界を考慮して、パネルはインドの陳述と説明を善意により受諾する。したがって、パネルは、想定が存在したと認定する。(7.118)

上記(ii)について、ITA は、対象協定ではなく、本件で問題となっているインドの法的義務を規定するものでもないので、ITA を考慮に入れるにあたり、事実問題として扱う。インドの錯誤の主張は、インドの WTO 譲許表に含まれる関税約束の範囲に関わり、それゆえ、インドの法的義務に関わる。しかし、ITA がインドによる WTO 譲許表における一定の関税約束の受諾について関連する事実上の背景の一部をなし、かつ、インドの主張される錯誤は ITA の製品範囲に関わることから、主張される錯誤がもっぱら法的な錯誤又は法と事実の混合された問題のいずれかとして性格づけることができるかは直ちに明らかではない。(7.123) インドが 48 条 1 項を援用できるためには、同規定の各要素を満たさなければならない。次の要素に関するパネルの認定に照らして、インドの主張される錯誤が事実又は事態に関連するかどうかについて決定することが必要とは考えない。(7.124)

上記(iii)について、加盟国の譲許表の HS2007 への移行手続きにかかる文書には、ITA へのいかなる言及も存在せず、したがって、WTO 加盟国及び WTO 事務局は ITA が移行過程に関連するとは考えていなかったと理解できる。もしインド又はいずれかの加盟国が自国の WTO 関税約束の移行に ITA が関連すると考えるのであれば、これらの加盟国はそのことを明らかにしなければならなかったであろう(7.130)。

インドが移行過程を規律する文書に異議を唱えることなく承認したという事実は、その時点で WTO 加盟国及び WTO 事務局に対し、インドが自国の譲許表の移行はこれらの多数国間で承認された手続に従うということを意図していたことを示していた(7.131)。

インドは、移行後の HS2007 譲許表の自国の譲許の範囲が ITA の下での同国の義務の範囲よりも広くない場合にのみその譲許表によって拘束されることを意図していたと主張する。インドがそのような条件を移行過程の結果に拘束される自国の意思にとって基本的なものと考えていたとすれば、インドはこの条件を明示すべきであった。証拠に基づけば、インドは、いかなる時点でもそのような声明を行わなかったし、又はさもなければそのような意図を表明しなかった(7.136)。

インドは、その想定（すなわち、インドの WTO 関税約束の範囲は同国の ITA 約束の範囲をこえて拡大されない）がインドの HS2007 譲許表によって拘束されることについての同国の同意の基礎をなすことを立証する責任を果たしていない。(7.139)

上記(iv)について、48 条 1 項の第 3 の要素についての我々の認定に照らして、第 4 の要素について確定的な結論を導く必要はない。それにもかかわらず、我々は、インドが自国の WTO 関税約束の範囲は ITA と比較して拡大しないと想定する際に錯誤を犯したかどうかについての当事国の陳述に関して、一定に意見を述べるのは有益と考えた。第 1 に、インドは、自国の WTO 譲許表のいかなる移行も加盟国が合意した関連の対照表に反して行われたとは主張していない。さらに、48 条を援用する際のインドによる「錯誤」の主張は、インドの WTO HS2007 譲許表と比較された ITA の範囲に関連しており、この点で、我々は

すでにインドは ITA と同国の WTO 譲許表の関係を誤解していると結論づけている。第 2 に、現在関税品目 8517.12 の下で分類されている製品に関するインドの HS2007 譲許表における同国の関税約束は、同国の WTO HS1996 譲許表における関税約束から拡大するものではない(7.156)。

以上から、自国の WTO 譲許表における関税譲許の範囲が自国の ITA の範囲に限定されるというインドの想定が、自国の譲許表に対する変更によって拘束されることについての同意の不可欠の基礎をなすということをインドは証明していないと考える。それゆえ、インドは、48 条 1 項に関して立証責任を果たしておらず、その結果、自国の WTO 譲許表の一部を無効にする根拠としてウィーン条約 48 条に基づく錯誤のインドのよる援用を退ける(7.157)。

(3)48 条 2 項の適用可能性

<インドの主張>

48 条 2 項に規定される「無効化する状況を提示する」責任は「錯誤の主張に反対する当事国」(すなわち、申立国)にある。いずれにしても、インドの錯誤は「WTO 事務局が行った複雑で技術的な移行手続の文脈におけるものであり」、インドはそのような錯誤に積極的に寄与しておらず、そのような錯誤の可能性をインドが予見することができる状況は存在しなかった。国家が錯誤の可能性を予見することができる状況に置かれるためには、そのような状況はいかなる利害当事者も錯誤を予見でき又は錯誤について何ら誤解することがないような状況でなければならない。さらに、48 条 2 項は、錯誤を主張する当事国に、条約の締結時に事実を確認し、かつ錯誤を回避するための注意を払うすべての(可能なではなく)合理的な手段をとったということを要求する。(7.159)。

<日本の主張>

錯誤を主張する当事国が 48 条 2 項を含めて 48 条の立証責任を負う。「国家の相当な注意義務(due diligence)に適用可能な基準は、適格な政府職員に期待される基準である。」48 条は、錯誤への寄与が「実質的」であることを要求しない。「インドは、自らの不注意な行為により、かつ自国の関税約束を適切に検証しなかったことにより、主張される錯誤を生じさせ、又は少なくともそれに寄与した」(7.161)。たとえインドが主張される錯誤に寄与しなかったとしても、インドは自国の錯誤を構成すると主張されるものを予見することができた(7.162)。

<パネルの判断>

①48 条 2 項の下での立証責任

48 条 2 項を適用するためには、仮定的基礎に基づき、インドが HS2007 への移行から生じた自国の譲許表の変更に同意した際に実際錯誤を犯したと推定する(7.170)。

我々に提起された問題は、インドがそれ自身の行為によりそのような錯誤に寄与したか、及び/又はインドが何らかの錯誤の発生の可能性を予見することができる状況に置かれてい

たか、である。日本は、インドが 48 条を援用する当事国として錯誤に寄与していないこと、及びインドが何らかの錯誤の発生の可能性を予見することができる状況に置かれていなかったことを証明しなければならないと考える。インドは、日本が、48 条の援用に異議を申し立てる当事国として、インドが錯誤に寄与したか、又はインドが何らかの錯誤の発生の可能性を予見することができる状況に置かれていたことを立証する責任を負うと考える。いずれの当事国が立証責任を負うかにかかわらず、我々には、48 条 2 項を適用するために（両当事国による陳述と提出された証拠の形で）多くの情報が存在する。以下に説明するように、当事国の陳述と証拠が拮抗している (*be in equipoise*)とは思わない。それゆえ、48 条の下でいずれの当事国が挙証責任を負うのかの問題を解決することは必要ではない(7.171)。

②インドは自国の ITA 約束から WTO 関税約束が拡大する可能性を予見することができる状況に置かれていたか

インドによる錯誤の主張の内容に照らして、インドは自国の ITA 約束から WTO 関税約束が拡大する可能性を予見することができる状況に置かれていたかを検討する(7.173)。

インドが提出した証拠によれば、インドが、移行プロセスの以前にかつその間に、HS2007 移行プロセスは ITA 参加国間で各国の ITA 約束に関して分類上の意見の相異をもたらす実質的な影響を及ぼしうることを予見することができる状況にあったと考える。さらに、一般的問題として、インドは、移行プロセスを通じて自国の関税譲許の範囲が変更されうることを予見することができる状況に置かれていた(7.196)。

48 条 2 項は、援用国が「錯誤の発生の可能性」を予見することができる状況に置かれることに言及する。インドは、48 条の法的基準について国が錯誤の発生の可能性を予見できる状況に置かれるためには、当該状況が「いかなる利害当事国も錯誤を予見できないはずがない」ものでなければならないと主張する。インドの解釈は、「可能な」という文言を削除し、当該国が間違いなく実際の錯誤を認識していることを要求している(7.199)。我々の見解では、48 条 2 項は文言上明白である。48 条 2 項は、単に国が錯誤が起こりうる可能性を予見できることを要求するにすぎない(7.200)。

その法的基準を本件事実に適用すると、上述のように、インドは、自国の関税率表の認証時の「錯誤」が、自国の WTO 関税約束の範囲は ITA 約束の範囲をこえて拡大しないという自国の誤った推定であったと主張する。我々は、インドは HS2007 移行の実行が ITA 参加国間でその約束に関して分類上の意見の相異をもたらしうることを予見できたと考える。さらに、HS2007 移行の実行の状況において、インドは HS2007 関税率表の関税品目 8517.12、8517.62 及び 8517.70 に規定された譲許の範囲がこれらの関税品目の複雑な変更の結果として拡大された可能性があることを予見できた。インドが、自国の HS2007 関税率表における WTO 関税約束が HS2002 関税率表に規定された約束の範囲から拡大された可能性があることを予見できたとすれば、その場合、インドはまた、自国の WTO 関税約束が HS1996 関税率表における自国の約束の範囲及び自国の ITA 約束の範囲に比較して拡大した可能性があることを必然的に予見できた。それゆえ、インドは、48 条 2 項の意味において、イン

ドが自国の錯誤として定義する「錯誤」の可能性を予見できる状況に置かれていた(7.201)。

したがって、たとえインドが 48 条 1 項の要件を満たしていたとしても、48 条 2 項の[消極的な意味での]要件は満たされないであろう。それゆえ、48 条 2 項の文言に従い、48 条 1 項は「適用されない」。そして、48 条の下でのインドの錯誤の主張は認められない。この結論に達したので、インドが自らの行為を通じて当該錯誤の発生に寄与したかどうかを決定することは不必要である。それにもかかわらず、本件紛争の状況ではこの問題について若干の意見を述べるのが有用と考える(7.202)。

③インドは、自国の WTO 関税約束の範囲の、自国の ITA 約束からの主張される拡張に自らの行為を通じて寄与したか。

インドが自らの行為を通じて主張される錯誤に寄与したかを評価するにあたり、これは、インドが自国の WTO 関税約束の範囲の、自国の ITA 約束からの主張される拡張に寄与したかの検討を伴うことに留意する(7.203)。

インドは、ITA と自国の HS2007 関税率表の関係に関して有していたであろういかなる関心についても他の加盟国及び WTO 事務局に対して明らかにする特別の及び一般的な機会を有していた。しかし、インドはそうしなかった。上述の 48 条 1 項の分析において、インドがそのような関心を提起しなかったことは、この点に関するインドの関心が、拘束されることについてのインドの同意の「不可欠の基礎」をなしていまいかなる証拠も存在しないことを意味すると結論する。48 条 2 項の適用のために、インドがそのような関心を提起しなかったことは、最初に生じたと主張される錯誤に直接寄与したように思われる(7.209)。

WTO の加盟国として、法的約束を受諾することを引き受ける前にその約束の範囲を検証するのはインドの責任であった。実際、インドによって承認されていた移行手続は、加盟国に対し「譲許の範囲が移行の結果として譲許の価値を損なうように修正された」かどうかを評価することを明示的に要求していた。これは些細な責任ではなかった。さらに、インドは、自国の税関職員又は政府代表が WTO 事務局によって用意された関税率表草案に規定されるようなインドの約束の意味を適切に検討し又は理解する十分な専門知識を欠いていたとは主張していない。インドが自国の法的約束を適切に検討しなかったことは、主張される錯誤をもたらすことへの「些細なかつ許されるべき」寄与ではなく、実際、とくにインドが事務局により依拠された対照表をすでに承認しており、問題の関税品目に対する変更が複雑であり、技術発展を考慮したものであり、かつ、いくつかの場合には当該関税品目の範囲を拡大していた可能性があることを予見できる状況に置かれていたことを考慮すると、錯誤を生じさせる重大な寄与要因であるように思われる(7.210)。

我々の見解では、インドの移行の状況におけるインドの不作为は錯誤に「自らの行為を通じて・・・寄与」したという基準を満たすように思われる。我々は、それにもかかわらず、インドが疑いもなく錯誤の可能性を予見することができる状況に置かれていたという上述の我々の結論に照らして、この解釈問題を解決する必要があるとは考えない(7.213)。

④48 条 2 項に関する結論

錯誤の存在を仮定しても、インドは自国の HS2007 関税率表の第 8517 項の下での自国の関税譲許の範囲が HS2002 関税率表に規定される自国の関税譲許の範囲から拡大された可能性があることを予見することができる状況に置かれていた。したがって、インドはまた自国の WTO 関税約束の範囲が自国の ITA 約束から拡大された可能性を予見できる状況に置かれていた。インドの作為（又は不作為）もまた当該錯誤に寄与したと解釈できるが、その問題について確定的な認定を行うことが必要とは思わない。インドは、自国が、関税譲許が拡大された可能性があることを予見できたと述べるだけで十分であろう。したがって、48 条 2 項の文言により、インドは自国の WTO 関税率表を全体として又は部分的に無効にするため 48 条 1 項に依拠することはできない(7.214)。

それゆえ、48 条の下でインドの WTO 関税率表を部分的に又は全体として無効と解釈するいかなる基礎も存在しない。ウィーン条約 44 条、45 条及び 48 条の適用可能性又は 44 条及び 45 条の実質的要件に関する当事国の陳述を扱うことは不要である(7.216)。

(4)1980 年決定の下でのインドの是正要求

2018 年 9 月 25 日、インドは、「自国の HS2007 譲許表に含まれるいくつかの誤りを是正するために」1980 年決定に従って自国の WTO 譲許表の訂正を要請した。しかし、日本を含む一部の WTO 加盟国がインドの訂正案に異議を申し立てた。インドは、訂正案が純粋に形式的性質のものであり、日本の異議は根拠がないことを承認し宣言するように我々に要請した(7.217)。

<インドの主張>

訂正要請を通じて、インドは「純粋に形式的な性質の不注意による錯誤」を是正しようとし、訂正案は 1980 年決定に従ったものであった(7.219)。日本は法的に根拠のない異議を提起することにより 1980 年決定の第 3 項の規定に反して行動した。日本の異議は 1980 年決定の下で自国の譲許表の形式的な訂正を行うインドの権利に対する障害となった。1980 年決定は、マラケッシュ協定附属書一 A に関する解釈のための一般的注釈 1(b)(iv)の「その他 1947 年のガット締約国が行った決定」であることにより、DSU の意味での「対象協定」である。それゆえ、パネルは、DSU3 条 2 項に従い、訂正案を解釈し、1980 年決定に基づく加盟国の権利と義務を明らかにする権限を有する。訂正案が純粋に形式的な性質のものであると認定されれば、問題の製品に対する義務的税率は明らかに誤りであり、そのような譲許は 1980 年決定により訂正可能である。また、そのような認定の結果として、問題の製品に対する義務的税率は形式的な誤りであり、それゆえ個々に無効となる。したがって、GATT II 条 1 項(a)及び II 条 1 項(b)の違反も存在しない(7.221)。

<日本の主張>

インドの訂正案は、インドの譲許の範囲を変更するものであり、純粋に形式的なものとはみなされない(7.218)。DSU の下で、パネルが、訂正案は純粋に形式的なものであり、日本の異議は根拠がないと認定しかつ宣言する法的根拠は存在しない。日本はそのパネル設置

要請において訂正案や 1980 年決定に言及していないので、本件紛争においてそのような要請はパネルの付託事項の範囲外である。インドの訂正案及び 1980 年決定は DSU の意味での「対象協定」ではなく、それゆえ、パネルはその付託事項の下でこれら 2 つの文書に関して何ら認定を行う権限を持たない。たとえパネルがインドが要請した認定を行う場合であっても、2018 年にインドが提出した訂正案は、1980 年決定に規定される手続に従わない限り、自動的に認証され又は有効とはされない(7.222)。

<パネルの判断>

DSU 6.2 条及び 7.1 条に従い、パネル設置要請により確定されたパネルの付託事項は、紛争の範囲を画定し、それゆえパネルの管轄権を画定する(7.235)。したがって、我々の権限は、DSU の明示的な文言により、一部の ICT 製品にインドが課した関税待遇は GATT1994 の II 条 1 項(a)及び(b)に不適合であるかどうかを検討することに限定される。インドの認定要請がこの問題に関わらない限りでそれはパネルの付託事項に入らない(7.236)。

訂正要請が「純粋に形式的性質」のものであり、日本の異議は「法的に根拠がない」という認定がどのようにしてインドの WTO 関税約束を修正し、又は GATT1994 の II 条 1 項(a)及び(b)のパネルによる適用に影響を及ぼすのかを理解できない。インドは、自国の訂正要請を認証することをパネルに要請していないことを明らかにしている。いずれにしても、1980 年決定がパネルに同決定の下で行われた訂正要請を認証することを許容しているとは解釈できない。1980 年決定第 3 項によれば、1980 年決定に従って要求された関税率表の変更は、「3 ヶ月以内に加盟国によっていかなる異議も提起されないことを条件として認証されたものとなる」。日本以外の WTO 加盟国—同一のパネリストが指名されている 2 件の紛争の申立国である EU と台湾を含む—がインドの訂正要請に異議を申し立てていることを想起する。したがって、仮に我々がインドの訂正案は「純粋に形式的性質のものであり」、日本の異議は「根拠がない」と決定したとしても、パネルの認定は、インドの WTO 関税率表に何ら影響を及ぼさないであろう。インドの訂正要請に対するすべての異議(本件紛争の当事国ではない WTO 加盟国による異議を含めて)が撤回されるまで、そして、インドが提案する変更が認証されるまで、インドの WTO 関税率表は、法的問題として、修正されないままである。インドの陳述に反して、この点に関するパネルの認定は、インドの義務的な税率を「個々に無効」とすることはなく、いずれにしても II 条 1 項(a)及び(b)又はインドの WTO 関税率表の下でのインドの WTO 義務を修正しない(7.238)。

DSU の規定に従って、パネルの付託事項は、本件手続において、(i)日本が法的に根拠のない異議を提起することによって 1980 年決定第 3 項に違反したか、(ii)日本の行動は、1980 年決定の下でインドの譲許表への形式的な訂正を行うインドの権利を侵害するものであるのか、をパネルが評価することを許容しない。また、たとえインドによって要請された認定を行う法的権限を実際に有していたとしても、そうすることは本件紛争を解決するのに役立たない。これらの理由から、1980 年決定が DSU 1.1 条の意味での「対象協定」であるのか、及びインドの訂正要請は純粋に形式的性質のもので日本の異議は 1980 年決定の下での

日本の義務に不適合であるというインドの陳述の実質を評価することが必要とは思わない(7.247)。

(5) GATT1994 II 条 1 項(a)及び(b)適合性

①インドの第 1 関税率表の関税品目 8517.12.11、8517.12.19 及び 8517.12.90

<パネルの判断>

最初にインドの WTO 関税率表の関税品目 8517.12 号の下で分類される製品に関してインドの WTO 関税約束を確認する。次に、事実問題として、スマートフォンを含む一部の製品にインドが適用する関税待遇に関する当事国の陳述を扱う。この事実の評価は、インドによって主張されるように本件措置が存在しなくなったかどうかの我々の決定にとって不可欠のものである。最後に、インドの関税待遇に関する我々の事実認定をインドの WTO 関税約束と比較し、インドが II 条 1 項(a)及び(b)に不適合に行動しているかどうかを決定する。その文脈で、日本は、スマートフォンがインドの WTO 関税率表の関税品目 8517.12 の下に分類されること、その結果、関税品目 8517.12 についてのインドの関税約束は、2022 年 1 月 1 日のインドの第 1 関税率表の関税品目 8517.13.00 の下に分類されるスマートフォンに及ぶことを証明したかどうか、及び日本が異議を申し立てた措置は存在しなくなり又は修正されたかどうかを評価する(7.258)。

a. インドの WTO 関税約束

インドは、インドの WTO 関税率表の関税品目 8517.12 の下に入る「携帯回線網用その他の無線回線網用の電話機」に無条件の免税待遇を許与する義務を負っている(7.263)。

b. インドの関税待遇

パネル設置時、インドの第 1 関税率表は、「携帯回線網用その他の無線回線網用の電話機」を対象とする関税品目 8517.12 の下で分類される製品に 20%の標準関税率を賦課していた。通告 57/2017 を通じて、インドは、「携帯回線網用以外のその他の無線回線網用の電話機」を関税から除外した(7.267)。

c. インドの関税待遇と WTO 関税約束の比較

修正された措置はパネルの付託事項の範囲内か。それが肯定される場合、次に本件紛争の解決にとって原措置と修正措置の両方について WTO 適合性の区別した評価は必要か。第 3 に、スマートフォンはインドの WTO 関税率表の関税品目 8517.12 の下に分類されるかを評価する。3つのこれらの先決的な問題を扱った後、インドの関税待遇をインドの WTO 関税約束と比較する(7.271)。

イ. 当該措置はパネルの付託事項の範囲内か

<インドの主張>

2022 年 1 月 1 日発効の第 1 譲許表に対する「修正」に従い、8517.12 号は存在しなくなり、それゆえ、日本が異議を申し立てた当該措置は存在を停止した。スマートフォン及び携帯回線網用電話機はいまやそれぞれ 8517.13 号と 8517.14 号に分類されている。8517.13 号

と 8517.14 号の品名は、以前の 8517.12 号の品名とは異なる。「スマートフォン」という用語は ITA 又は 2007 年譲許表には存在しない。したがって、そのようなスマートフォンについてはいかなる約束も存在しない。8517.13 号と 8517.14 号については認証された関税率表が存在しない。したがって、日本によって確認された措置は存在を停止し、パネルは 8517.12 号に関する措置についていかなる裁定又は勧告も発出することができない(7.272)

<日本の主張>

当該措置が存在を停止したことに同意しない。問題の措置は、「携帯回線網用又はその他の無線回線網用の電話機」にインドが 20%の関税を適用する措置と通知からなる。インドは、そのような製品に 20%の関税を適用し続けており、それらは現在インドの第 1 関税率表の関税品目 8517.13 と 8517.14 の下で分類されている。HS2022 の発効は、第 1 関税率表の 8517 項の構造を作り直したにすぎず、それによって 8517.12 は新たな 2 つの号、すなわち、8517.13 号と 8517.14 号によって置き換えられた。2021 年財政法によって導入された変更は、パネルの付託事項に入る第 1 関税率表の「修正又は代置」を構成する。付託事項は十分に広範で第 1 関税率表の後の修正を含む。財政法によって導入された修正はパネル設置要請において確認された原措置の本質を変更するものではない。この修正をパネルの付託事項に含めることは紛争の確実な解決を確保するために必要である(7.273)。

<パネルの判断>

日本のパネル設置要請において確認された本件措置は修正されてきたと考える(7.277)。修正された措置はパネルの付託事項の範囲内か。DSU6.2 条の「問題となっている特定の措置」という用語は、一般にパネル設置時に存在する措置を示唆すると理解されている。パネル設置後制定された法文書がパネル設置要請において確認された措置を修正する場合には、そのような法文書は、当該修正がパネル設置要請において確認された措置の本質を変更しないことを条件としてパネルの付託事項の範囲内にありうる。修正された措置がパネルの付託事項の範囲内かどうかの分析は、(i)パネル設置要請の文言がその後の修正を含むように十分に広範であるか、(ii)新たな措置はパネル設置要請に含まれた原措置の本質を変更するものであるか、又は原措置の意味するものからあまりにも異なった法的意味を有するか、(iii)パネルの付託事項に当該修正を含めることが紛争の積極的解決を確保するために必要であるか、の考察を要する(7.278)。

(i)日本のパネル設置要請の文言は第 1 関税率表の修正を含むか

日本のパネル設置要請は、そこに明示的に掲げられた当該措置に対する「修正」及び「代置」を含んでいることから、その文言は 2021 年財政法によって実施されたインドの第 1 関税率表に対する修正を含むように十分広範である(7.280)。

(ii) 第 1 関税率表に対する修正は日本のパネル設置要請において確認された当該措置の本質を変更するものであるか

当該修正は日本のパネル設置要請において特定された措置とリンクしているか、修正された措置は原措置と類似の製品を対象としているか、修正された措置の法的意味合いは原

措置のそれと同様であるかを考察する(7.283)。

修正された措置は原措置と直接のリンクを有し、原措置と修正された措置は同一の製品の範囲に適用され、かつ同様の法的意義を有することを考慮すると、2021 年財政法は、日本のパネル設置要請において特定された措置の本質を変更することなくインドの第 1 関税率表を修正するものであると認定する(7.289)。

(iii) パネルの付託事項内に当該修正を含めることは紛争の明確な解決を確保するために必要であるか

修正された措置の WTO 適合性を評価することは本件紛争を明確に解決するために必要である(7.291)。

結論として、パネル設置時にインドの第 1 関税率表の関税品目 8517.12 の下に分類され、現在は 2022 年 1 月 1 日現在第 1 関税率表の関税品目 8517.13.00 及び 8617.14.00 の下に分類されている製品に対する関税の賦課からなる修正措置は、パネルの付託事項の範囲内にある(7.292)。

ロ. 認定を行うべき関連措置

<日本の主張>

たとえ異議を申し立てた措置が存在を停止しても、パネルはなお当該措置について認定を行わなければならない(7.294)。

<パネルの判断>

本件では、原措置及び修正措置の双方が携帯回線網用又はその他の無線回線網用の電話機に対するインドの関税待遇に関わる。そして、上記で認定したように、異議を申し立てられた措置の本質は変わらない。当該措置が II 条 1 項(a)及び(b)に不適合であると日本が主張する基礎も変わらない。したがって、パネル設置時に存在した措置と現在存在する措置の WTO 適合性に関して区別した認定を行う理由が存在しない。それゆえ、問題の措置の WTO 適合性についてパネルが入手可能な直近の情報（すなわち、2022 年 1 月 1 日インドによる第 1 関税率表の修正後に存在する状況）に基づいて評価する(7.296)。

ハ. 「スマートフォン」はインドの WTO 関税率表の関税品目 8517.12 の下に分類されるか。

<日本の主張>

「スマートフォン」は、「携帯回線網用の電話機」であり、インドの WTO 譲許表の関税品目 8517.12 の下でのインドの約束の範囲に入る(7.298)。

<インドの主張>

「スマートフォン」という用語は、ITA にも H S2007 譲許表にも登場しない。スマートフォンは、電話機を分類するため専ら回線網の種類だけを利用する関税品目 8517.12 の下に分類することができなかった。スマートフォンは多機能デバイスであり、その主要な機能は電話機能ではなく、その主要な機能により WTO 譲許表の他の号に分類可能であった(7.299)。

<パネルの判断>

スマートフォンはインドの WTO 関税率表の関税品目 8517.12 の意味での携帯電話であると結論する (7.314)。

ニ. 実行関税率と義務的関税率の比較

<日本の主張>

インドは、携帯回線網用電話機の輸入に対してインドの WTO 譲許表に定める義務的税率 0%を超える関税を賦課している。その他の無線回線網用電話機は通告 57/2017 に従い関税から除外されていることを認める。そのような製品は II 条 1 項(b)に不適合な態様での関税待遇には服していない。しかしながら、「当該適用除外はいつでも撤回される可能性があり、それゆえ、当該製品に適用される関税に関して不確実性と予見不可能性を残しているため、インドの譲許表に規定されるものよりも不利な待遇を与えるものであり、II 条 1 項(a)の下でのインドの義務に不適合である(7.315)。

<インドの主張>

関税品目 8517.13.00 の下で分類される製品（スマートフォン）及び関税品目 8517.14.00 の下で分類される一部の製品（携帯回線網用のその他の電話機）に 20%の関税を賦課しているが、関税品目 8517.14.00 の下で分類される一部の製品（その他の無線回線網用のその他の電話機）を関税の適用から除外している(7.316)。

<パネルの判断>

インドは、自国の WTO 譲許表に従って、関税品目 8517.12 に該当する製品、すなわち携帯回線網用又はその他の無線回線網用の電話機に無条件の免税扱いを与える義務を負っている。また、2022 年 1 月 1 日現在で、当該製品はインドの第 1 関税表の関税品目 8517.13.00 及び 8517.14.00 の下で分類されている(7.317)。

インドは、関税品目 8517.13.00 に含まれるスマートフォン及び関税品目 8517.14.00 に含まれる携帯回線網用のその他の電話機に 20%の関税率を適用している。インドは、関税品目 8517.14.00 に含まれる「その他の無線回線網用のその他の電話機」を関税賦課から除外している(7.318)。

したがって、スマートフォン及び携帯回線網用のその他の電話機に関して、インドは自国の WTO 譲許表に規定される義務的関税率をこえる関税率を賦課している。インドは、「その他の無線回線網用のその他の電話機」を関税賦課から除外しており、それゆえ、これらの製品については自国の WTO 譲許表の条件に従って無条件の免税待遇を与えている(7.319)。

d. 結論

パネル設置時にインドの第 1 譲許表の関税品目 8517.12.11 及び 8517.12.19 に属し、現在インドの第 1 譲許表の関税品目 8517.13.00 及び 8517.14.00 に属する携帯回線網用の電話機に対するインドの関税待遇は、これらの製品がインドの WTO 譲許表に規定されるものをこえる通常関税に服しているため、GATT1994 の II 条 1 項(b)第 1 文に不適合である。インドは、パネル設置時にインドの第 1 譲許表の関税品目 8517.12.90 に属し、現在インドの

第1譲許表の関税品目 8517.14.00 に属するその他の無線回線網用の電話機に対して、自国の WTO 譲許表の条件に従って無条件の免税待遇を与えており、それゆえ GATT1994 の II 条 1 項(b)第 1 文に適合して行動している(7.320)。

II 条 1 項(b)第 1 文に不適合に加盟国の譲許表に規定されるものをこえる通常関税を適用することは、また II 条 1 項(a)の意味における「より不利な待遇」を構成する。したがって、当該製品に対するインドの関税待遇はインドの WTO 譲許表に規定されるものより不利であり、それゆえインドは GATT1994 の II 条 1 項(a)に不適合に行動している(7.321)。

②インドの第1譲許表の関税品目 8517.61.00

省略(7.322-7.335)

③インドの第1譲許表の関税品目 8517.62.90

省略(7.336-7.360)

④インドの第1譲許表の関税品目 8517.70.10 及び 8517.70.90

省略(7.361-7.411)

(6) GATT1994 の II 条 1 項(a)の下での日本の追加的主張

<日本の主張>

異議を申し立てた措置は 3 通りの「方法」で II 条 1 項(a)に不適合である。第 1 に、インドの措置は、GATT1994 の II 条 1 項(b)第 1 文に不適合であるため、必然的に GATT1994 の II 条 1 項(a)にも不適合である。第 2 に、インドは、関係製品の一部を関税の適用から除外し、その適用除外の一部は条件に服し、それらの条件がインドの譲許表に規定されていない追加的な条件を構成する場合には、II 条 1 項(b)に不適合であり、それゆえまた II 条 1 項(a)にも不適合である。第 3 に、適用除外がいかなる条件にも服さない場合でも、それらの適用除外から生じる競争への有害な効果の可能性のゆえに、適用除外製品に関する限り II 条 1 項(a)に不適合であることは排除されない。本件紛争で問題となっている措置は、市場で活動する貿易業者に予見可能性の欠如をもたらし、それは競争に対して重大な影響を及ぼす。日本は、II 条 1 項(a)の下でのこれら 3 通りの主張は、それぞれ別個の独立したものであり、第 1 の主張は II 条 1 項(b)の下での主張の結果であるが、残りの主張は II 条 1 項(b)の下での主張からは独立しているとする(7.417)。

<パネルの判断>

すでに、(i)インドは譲許表に規定されるものをこえる関税を賦課していること、及び(ii)一部の製品がインドの WTO 譲許表に規定される関税待遇を享受するためには同譲許表に規定されていない条件を満たさなければならないこと、を理由として、インドは II 条 1 項(a)及び(b)に不適合に行動しているという日本の主張を検討した。我々の上述の評価及び認定は、インドが II 条 1 項(a)に不適合に行動しているという日本の第 1 及び第 2 の主張を包括的に扱っていると考え(7.416)。それゆえ、II 条 1 項(a)の下での日本の第 3 の主張を検討する。(7.417)。

日本は、当該製品がインドの譲許表の条件に従って無条件の免税待遇を受けている場合でも、インド政府がそのような関税待遇を 1962 年関税法 25 条に従って発する通告を通じていかなる時点でも変更できるため、インドはⅡ条 1 項(a)に不適合に行動していると主張する(7.418)。

表面的には、日本のこの主張は、インドの関税通知を通じての関税の適用除外制度、とくにそのような通知がインド政府により発せられることを規定する 1962 年関税法 25 条に異議を申し立てるようにみえる。この点で、我々の付託事項を画定する日本のパネル設置要請は、インドの適用除外又は通知制度に関するいかなるそのような主張も提起していないことに留意する(7.419)。

一般的問題として、Ⅱ条 1 項(a)の文言には、この規定への不適合の認定が必然的にⅡ条 1 項(b)への不適合の認定に依存することを示唆するものは何も存在しない。Ⅱ条 1 項(b)は、とくに通常関税及び租税又は課徴金の適用に言及するが、Ⅱ条 1 項(a)は、より広く、譲許表に規定される他の加盟国の通商に対する待遇に言及する。したがって、Ⅱ条 1 項(a)は、加盟国の譲許表に規定されるような義務をそれがⅡ条 1 項(b)によって示唆されていない場合でも取り込むことができる(7.425)。

〔Ⅱ条1項(a)における〕「・・・より不利でない待遇」という文言は必然的に比較を伴い、一言い換えれば、ある措置がⅡ条1項(a)に不適合であるためには、申し立てられた待遇がそれに照らすとより不利である何かが存在しなければならない。Ⅱ条1項(a)では、比較の対象は「該当の譲許表・・・に定める」待遇と明示的に確認されている。EC-IT製品事件のパネルが認定したように、「ある措置が、製品が譲許表の下で享受する資格を有する待遇よりも不利に製品の競争条件に影響を及ぼす場合には、それはⅡ条1項(a)の下での不利な待遇となる。」⁵(7.427)

それゆえ、日本は、Ⅱ条1項(a)の下での第3の主張に成功するためには、インド政府による関税通知と適用除外の利用に付随すると主張される予見可能性の欠如がインドのWTO譲許表に定める待遇よりも不利な待遇をもたらしていることを立証する必要がある。日本は、問題の関税待遇とインドのWTO譲許表との比較を何ら行っていない。日本は、問題の関税通知が、当該製品がインドのWTO譲許表の下で資格を有する条件と比較して、いかに当該製品にとって競争上有害な影響を及ぼす可能性を有するのかを証明しようとはしなかった(7.428)。

Ⅱ条1項(a)は、表面上、加盟国が同規定の下での義務を実施する態様を規制してはいない。インドは、行政府が関税通知を通じて一定の製品を通常関税から除外しうる制度を採用しているが、インドがそのような態様により自国のWTO義務を実施することを妨げるものは、Ⅱ条1項(a)にもまたはインドのWTO譲許表にも見出されない。要するに、本件紛

⁵ Panel Report, *EC-IT Products*, WT/DS375/R / WT/DS376/R / WT/DS377/R, adopted 21 September 2010, para. 7.757.

争の状況では、日本は、インドのWTO譲許表に定める関税待遇を適用するためのインドによる関税通知の利用が同譲許表に定めるものよりも不利な関税待遇をもたらすことを証明する陳述も証拠も何ら提出しなかった(7.431)。

以上の理由で、日本は第3の主張を証明していないと考える(7.432)。

(7) 通知 69/2011

<インドの主張>

日印 CEPA に従い、インド政府は、通知 69/2011 を発し、それにより関税品目 8517 の下に含まれるすべての品目に対してそれが日本原産である場合に通常の関税率を「ゼロ (Nil)」に引き下げた。通知 62/2011 は、GATT1994 の II 条 1 項(a)及び II 条 1 項(b)の下での日本の主張を否定するものである(7.433)。

<日本の主張>

通知 69/2011 はインドの措置の II 条 1 項不適合を除去しない。その理由は次のとおり。
(i) 日印 CEPA はその原産地規則の下で日本原産とされた製品だけを適用対象としているが、インドは、II 条 1 項の下でインドの譲許表に従い WTO の全加盟国からの輸入品に免税待遇を許与することを要求されている。(ii) 日印 CEPA の下で免税待遇の利益を享受する関係製品にとってさえ、日印 CEPA の下で免税待遇を享受することは追加的条件の充足に服するため、インドの措置の II 条 1 項(a)及び II 条 1 項(b)不適合を除去しない。(iii) 日印 CEPA の下で免税待遇の利益を享受する関係製品にとってさえ、そのような免税待遇は日印 CEPA それ自体の存在を条件としているため、インドの措置の II 条 1 項(a)及び II 条 1 項(b)不適合を除去しない(7.434)。

<パネルの判断>

最初に、日本の主張が「日本領域の製品」(以下「日本製品」)に対してインドが許与する関税待遇に限定されることを当事国が争っていないことに留意する。それゆえ、インドが日本製品に与える関税待遇のWTO適合性に我々の分析を限定する。通知69/2011により、インドは本件紛争で問題となっている日本製品にインドの譲許表によって要求される無条件の免税待遇を許与しているかを検討する(7.441)。

通知69/2011に従い、本件紛争で問題の関税品目に該当する日本製品は、それらが日印CEPA2011規則(通知55/2011)に規定される原産地要件に従うことを条件として特恵的なゼロ税率に服する(7.445)。

II 条1項(a)及び II 条1項(b)に含まれる義務の性質の最恵国待遇性に留意すると、II 条1項(b)における「他の加盟国の領域の製品」という文言がいかにして日印CEPA2011規則に従ってインドにより適用されるような特恵的原産地規則を含みうるのか理解できない。それゆえ、日印CEPA2011規則に規定される原産地要件は II 条1項(b)第1文における「他の加盟国の領域の製品」という文言には含まれないと考える。通知69/2011に従い日本製品は関税の適用を除外されるために日印CEPA2011規則に規定される原産地要件に従うことを要

求される限りで、通知69/2011は本件紛争で問題となっている関税品目に属する日本製品に無条件の免税待遇を与えていないということになる(7.449)。

したがって、通知69/2011は本件で問題となっているすべての日本製品に無条件の免税待遇を許与していないため、インドは、通知69/2011によりII条1項(a)及びII条1項(b)の下での義務に従って行動していることを立証できなかったと認定する(7.452)。

4. 本件の意義

(1) ウィーン条約 48 条の適用可能性

DSU には国際司法裁判所規程 38 条 1 項や国連海洋法条約 293 条 1 項に相当するような紛争解決の適用法に関する一般的な規定が存在しない。しかし、DSU の多くの規定は対象協定が適用法であることを示唆する⁶とともに、とくに 3 条 2 項は対象協定以外の国際法として「解釈に関する国際法上の慣習的規則」が適用法となることを示唆している。そのため、「解釈に関する国際法上の慣習的規則」を法典化したものとされるウィーン条約 31 条ないし 33 条が実際に適用法となることは、学説及び WTO 判例が一致して認めているところである。しかし、それ以外の国際法規則がどのような場合に適用法となりうるのかについては、WTO 判例は必ずしも一貫せず、学説も対立している。本件で錯誤に関するウィーン条約 48 条の適用可能性が争点になったのは、このような背景においてであった。

被申立国としてウィーン条約 48 条を援用したインドは、同条が適用法となる根拠として次の 3 点を主張した。第 1 に、DSU 3 条 2 項に従い適用法となるウィーン条約 31 条 3 項(c)は、ある条約の解釈に際して、「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」を考慮することを義務付けており、錯誤に関する慣習国際法の規則を法典化するウィーン条約 48 条はそのような規則として適用可能である。第 2 に、WTO 法規則は国際法から「隔離されて(clinical isolation)」存在するわけではなく、ウィーン条約 48 条を含む国際法の諸原則はとくに排除されない限り適用されつづける。第 3 に、GATTXXVIII は、関税譲許の再交渉と修正について規定しており、錯誤に関するウィーン条約 48 条とは異なる。(したがって、GATTXXVIII 条は特別法(*lex specialis*)として 48 条を排除するわけではない。)⁷

これに対して、申立国である日本は、ウィーン条約 48 条の適用可能性を否定する根拠として次のような 5 点を主張した。第 1 に、ウィーン条約は DSU 1 条 1 項の意味での対象協定ではなく、したがって、同条約 48 条は本件パネルの付託事項の範囲外である。第 2 に、48 条は、対象協定の規定の解釈には関係しないから、DSU 3 条 2 項の「解

⁶ たとえば、DSU 1 条 1 項、3 条 2 項、7 条 1 項、7 条 2 項、11 条、23 条 1 項など。

⁷ SECOND INTEGRATED EXECUTIVE SUMMARY OF THE ARGUMENTS OF INDIA, WTDS584/R.Add.1, ANNEX B-4, p. 51.

積に関する国際法上の慣習的規則」の一部ではない。第 3 に、48 条は、ウィーン条約 31 条 3 項(c)の意味での「国際法の関連規則」ではない。日本は、その理由として(i)48 条は、譲許表の解釈には関係せず、インドにより譲許表を無効にするために援用されたこと、及び(ii)48 条の扱う特定の問題はインドの譲許表が扱う問題とは異なることから、48 条は WTO 加盟国の譲許表及び GATTII 条 1 項を解釈するための「関連性」を持たないこと、を指摘した。第 4 に、GATTXXVIII 条が関税譲許の変更に適用可能な唯一の規定であり、48 条の適用を「排除する(contract out)」。さらに、第 5 に、パネルは DSU3 条 2 項により対象協定に定める権利及び義務を追加したり減じたりすることはできないが、パネルが、インドの主張を認め、錯誤を理由として問題の譲許を無効と認定すれば、そのようなパネルの認定は特定の関税譲許に関連するインドの義務を減じ、したがって、他の WTO 加盟国の権利も減じることになる⁸。

この問題は第三国参加をした加盟国間でも見解が別れた。ブラジル⁹、カナダ¹⁰、EU¹¹ 及び英国¹²は 48 条の適用可能性を単純に肯定した。とくに、EU は、本件の措置と同様の EU 製品に対する措置を申立国として争った事件において、48 条の適用についてその実質的要件が充足されていないとの主張を行なったが、適用可能性自体は否定しなかった¹³。EU によれば、48 条は、慣習国際法であり、すべての WTO 加盟国を拘束し、WTO 協定の当事国が 48 条を排除しない(not contracted out)限りで加盟国間の紛争に適用可能であるとされた¹⁴。

⁸ SECOND INTEGRATED EXECUTIVE SUMMARY OF THE ARGUMENTS OF JAPAN, WTDS584/R.Add.1, ANNEX B-2, pp. 28-29.

⁹ INTEGRATED EXECUTIVE SUMMARY OF THE ARGUMENTS OF BRAZIL, WTDS584/R.Add.1, ANNEX C-1, p. 62.

¹⁰ INTEGRATED EXECUTIVE SUMMARY OF THE ARGUMENTS OF CANADA, WTDS584/R.Add.1, ANNEX C-2, p. 64.

¹¹ INTEGRATED EXECUTIVE SUMMARY OF THE ARGUMENTS OF EUROPEAN UNION, WTDS584/R.Add.1, ANNEX C-3, p. 66.

¹² INTEGRATED EXECUTIVE SUMMARY OF THE ARGUMENTS OF UNITED KINGDOM, WTDS584/R.Add.1, ANNEX C-10, p. 84

¹³ Panel Report, *India – Tariff Treatment on Certain Goods in the Information and Communications Technology Sector*, WT/DS582/R, circulated 17 April 2023, para. 7.84.

¹⁴ FIRST INTEGRATED EXECUTIVE SUMMARY OF ARGUMENT OF THE EUROPEAN UNION, WT/DS582/R/Add.1, ANNEX B-1, para. 57.

他方で、韓国¹⁵、台湾¹⁶及び米国¹⁷は 48 条の適用可能性を否定した。これらの第三国は、48 条を含むウィーン条約は対象協定ではないこと、48 条は、条約の無効に関わり解釈には関わらないことから、DSU3 条 2 項が言及する「解釈に関する国際法上の慣習的規則」ではないこと、さらに、GATTXXVIII 条と本件でインドが援用した 1980 年決定が特別法として 48 条の適用を排除することを主張した¹⁸。

本件パネルは、48 条の実質的要件が満たされる場合に初めてこの問題についてのパネルの立場を表明する必要があるとし、本件では 48 条の実質的要件が満たされないから 48 条の適用可能性の問題は未解決のものとすると述べて判断を回避した¹⁹。パネルは、このような判断回避のアプローチはいくつかの先例でも採用されていることを指摘し、脚注 386 で、条約文の誤りの訂正に関するウィーン条約 79 条の適用可能性や既判力(*res judicata*)概念の適用可能性の判断が実質的要件を満たさないことを理由に回避された事例などを挙げている²⁰。

論理的にはある法規則の適用可能性を前提とした上でその規則の実質的要件が満たされているかどうかを検討するというのが順当なようにも思われる。しかし、司法機関の役割があくまで係属する紛争の解決であるとする、そのために必要かつ十分な範囲で判断を示せばよく、いわゆる訴訟経済の行使が許容されていることも考慮すると、本件パネルのアプローチを批判することはできない。このような判断回避のアプローチは、むしろ司法機関の常套手段であると言える。

もっとも、本件パネルは、このアプローチを採用することを宣言する直前で、48 条の適

¹⁵ INTEGRATED EXECUTIVE SUMMARY OF THE ARGUMENTS OF THE REPUBLIC OF KOREA, WTDS584/R.Add.1, ANNEX C-4, pp. 69-70.

¹⁶ INTEGRATED EXECUTIVE SUMMARY OF THE ARGUMENTS OF CHINESE TAIPEI, WTDS584/R.Add.1, ANNEX C-7, p. 75.

¹⁷ INTEGRATED EXECUTIVE SUMMARY OF THE ARGUMENTS OF THE UNITED STATES, WTDS584/R.Add.1, ANNEX C-11, pp. 86-87.

¹⁸ 他の第三国、すなわち、ノルウェー、シンガポール、トルコ、ウクライナは、この問題について言及していない。

¹⁹ *India – Tariffs on ICT Goods (Japan)*), *supra* note 3, para. 7.90.

²⁰ ウィーン条約 79 条の適用可能性についてロシア—関税待遇事件(Panel Report, *Russia – Tariff Treatment of Certain Agricultural and Manufacturing Products*, WT/DS485/R, Add. 1, Corr. 1, and Corr. 2, adopted 26 September 2016)、既判力概念の適用可能性についてインド—自動車事件(Panel Report, *India – Measures Affecting the Automotive Sector*, WT/DS146/R, WT/DS175/R, and Corr. 1, adopted 5 April 2002)を挙げている。 *Ibid.*, n. 386.

用可能性を認めた先例の存在を指摘している²¹。このことは、仮に本件で 48 条の実質的要件が満たされていれば、パネルはこの先例を踏襲して 48 条の適用可能性を肯定することに消極的ではないことを示唆するようにもみえる。いずれにしても、本件は、48 条の実質的要件が満たされていないことから、適用可能性の問題それ自体について判断する必要がなかった事例という位置付けになろう。

より一般的に、WTO の紛争解決における 48 条の適用可能性をどのように考えるべきであろうか。これを肯定する先例として本件パネルが指摘した事例は、韓国—政府調達事件である²²。この事件のパネルは、条約に関する錯誤についての国際慣習法を法典化する 48 条を適用する前提として、次のように述べている。

「我々は、DSU3 条 2 項は我々が特定の紛争の文脈で解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って WTO 諸協定の現行の規定を明らかにするように努めることを要求することに留意する。しかしながら、WTO 諸協定の慣習国際法に対する関係は、これよりも広範である。慣習国際法は、WTO 加盟国間の経済的関係に一般的に適用される。そのような国際法は、WTO 諸協定がそれらを「排除(contract out)」するものでない限りで適用される。言い換えれば、抵触若しくは矛盾が何ら存在せず、又は WTO 対象協定中に別段の表現が存在しない限り、我々は、国際法の慣習規則が WTO 諸条約及び WTO の下での条約形成過程に適用されるという意見である。」(脚注省略)²³

このようにして、このパネルは、「解釈に関する国際法上の慣習的規則」以外の一般国際法が対象協定と抵触しない限りで適用法となりうることを直截に肯定するようにみえる。ただし、実際にこのパネルが適用法として認めた 48 条は「条約形成過程」に関わる手続法であり、パネルのこの意見の射程が、たとえばユス・コーゲンスを含むより実体的な一般国際法を適用法として認めることをも意図していたのかは明らかではない。

パネルや上級委員会の実行は、しかしながら、少なくとも手続法的な性質を持つ、慣習国際法の規則や解釈に関する 31 条ないし 33 条以外のウィーン条約の規定の適用可能性を、WTO 法がそれらを排除しない限りで認めてきたようにみえる²⁴。学説も、これまで適用さ

²¹ *Ibid.*, para. 7.90 and n. 385

²² Panel Report, *Korea – Measures Affecting Government Procurement*, WT/DS163/R, adopted 19 June 2000.

²³ *Ibid.*, para. 7.96.

²⁴ たとえば、上級委員会は、ブラジル—乾燥ココナツ事件及び EC—ホルモン事件で、条約の不遡及に関するウィーン条約 28 条の適用可能性を認めた(Appellate Body Report, *Brazil – Measures Affecting Desiccated Coconut*, WT/DS22/AB/R, adopted 20 March 1997, pp. 15-19; Appellate Body Report, *EC – Measures Concerning Meat and Meat Products (Hormones)*, WT/DS26/AB/R, WT/DS48/AB/R, adopted 13 February 1998, paras. 126-130.)。さらに、上級委員会は、ペルー—農産物事件で、多数国間条約を一部の

れてきた、たとえば立証責任、信義誠実原則、デュープロセス、条約の形成、解釈及び適用に関する規則並びに国家責任に関する原則などは、WTO を含む国際法がどのように形成され、適用され、かつ執行されるべきかについての規則であり、それらはとくに排除されていない限りで「一般的に適用される一般法」の性質を持つとして、パネルや上級委員会のそのような実行を肯定的に評価している²⁵。

本件で問題となった 48 条もそのような性質を持つことは明らかである。しかし、残る問題は、日本やその他適用可能性を否定する第三国が主張するように、GATTXXVIII 条や 1980 年決定が特別法として 48 条の適用を排除するかどうかである。この点については、インドが主張するように、前者の規則は関税譲許の再交渉と修正又は訂正についてのものであるのに対して、後者の 48 条は条約の無効原因として締結時の錯誤について規定するものであり、両者は内容的に異なる事項を規律するように思われる。したがって、GATTXXVIII 条や 1980 年決定が特別法として 48 条の適用を排除するとする主張は支持することができず、また他にそのような特別法が対象協定中には見出されないことから、48 条の適用可能性は否定されないと考えられる。

結局、48 条が適用法となる根拠としては、上述のインドが主張する第 2 及び第 3 の根拠が妥当するように思われる。なお、インドが主張する第 1 の根拠は支持できない。ウィーン条約 31 条 3 項(c)は、ある条約の解釈に際して一定の要件を満たす他の国際法を考慮すべきことを要求しているが、48 条はあくまで条約の形成過程に関わり解釈には関わらないと考えられるからである。この点は上述の日本の第 3 の主張も一部指摘しているところである。

(2) 48 条の実体的要件の分析手法

当事国間でのみ修正する合意について規定するウィーン条約 41 条の適用可能性を WTO 法が排除していることを理由に否定した(Appellate Body Report, Peru – Additional Duty on Imports of Certain Agricultural Products, WT/DS457/AB/R, adopted 31 July 2015, para. 5.112)が、このことは、反対解釈として、もし WTO 法が排除していなければ、41 条が適用可能であることを意味するであろうことが指摘されている。See Joost Pauwelyn, “Interplay Between the WTO Treaty and Other International Instruments and Tribunals: Evolution After 20 Years of WTO Jurisprudence”, in C.-E. Côté, V. Guèvremont, R. Ouellet (eds), *Proceedings of the Québec City Conference on the WTO at 20*, held in September 2015 (Presses de l’Université de Laval 2018), p. 21.

https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2731144

²⁵ Isabelle Van Damme, “Jurisdiction, Applicable Law, and Interpretation”, in Daniel Bethlehem, Donald Mcrae, Rodney Neufeld, Isabelle Van Damme (eds.), *The Oxford Handbook on International Trade Law* (Oxford University Press. 2009), pp. 319.

①法的な錯誤か事実上の錯誤かの問題に対する判断の回避

ignorantia juris haud excusat (法の無知は免責の口実とはならない) という原則に従い、また法的な錯誤は、条約の解釈問題と混同され、条約の法的安定性を損なうとの考えから、ウィーン条約 48 条は、法的な錯誤を条約の無効化の原因から排除する形で起草された。しかし、法的な錯誤と事実上の錯誤の明確な二分化は、48 条の起草過程の当初から論争的な問題とされてきた。法的な錯誤が、しばしば法と事実の混合した問題に関わるため、同時に事実上の錯誤を構成する可能性があるからであった²⁶。本件でも、譲許表における譲許の範囲に関わる錯誤が単なる法的な錯誤なのか、少なくとも法と事実が混合した錯誤なのかが争点となった。しかし、本件パネルは、48 条 1 項の他の実質的要件が満たされていないため結局 48 条の援用は認められないことから、この困難な問題について判断を回避することができた。上述のように、司法機関としてのパネルは紛争解決に必要な範囲で判断すればよく、妥当なアプローチであったと思われる。

②48 条 2 項の要件充足の立証責任問題に対する判断の回避

48 条 2 項は、48 条 1 項の例外を構成し、2 項の要件を満たす場合には 1 項は適用されない。インドは、2 項の要件の充足の立証責任は錯誤の主張に反対する国が負うべきことを主張し、日本は、錯誤を主張する国が 2 項を含む 48 条の要件充足の立証責任を負うべきことを主張した。2 項は、「1 項は・・・の場合には、適用しない」と規定しており、その否定的な文言から、1 項の効果である条約の無効を否定する側が 2 項の要件充足の立証責任を負うようにも解釈できる²⁷。しかし、いずれの当事国が立証責任を負うべきかの問題について、本件パネルはここでも判断を回避した。その理由は、2 項を適用するために両当事国によって行われた陳述と提出された証拠の形で十分な情報が存在し、しかもこれらの陳述と証拠が拮抗しているとは思われないからであるとする²⁸。

しかし、本件パネルはさらに、立証責任の配分問題の判断を回避することを可能とする一般法原則として *jura novit curia* (裁判所は法を知る) の原則²⁹ の適用も示唆しているようにみ

²⁶ T. Rensmann, "Article 48" in O. Dörr and K. Schmalenbach (eds.), *Vienna Convention on the Law of Treaties*, 2nd ed., Springer, 2018, pp. 886-887.

²⁷ *Ibid.*, p. 893.

²⁸ *India – Tariffs on ICT Goods (Japan)*, *supra* note 3, para. 7.171.

²⁹ この原則は、ICJ によって次のように説明されている。

「当該事件の所与の状況において関連する法を確認し適用することが裁判所自身の義務であり、国際法規則を確定し又は証明する責任はこれをいずれかの当事国に課すことはできない。なぜなら、法は裁判所の司法的な知識の中に存在するからである。」

International Court of Justice, Merits, *Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua* (Nicaragua v. United States of America), 1986 ICJ Reports, p. 14, para. 29 (quoting International Court of Justice, Merits, *Fisheries Jurisdiction Case* (United

えるが、果たしてそれが適切であったかは疑問とする余地がある。すなわち、本件パネルは、上述の理由を述べると同時に脚注 557 でインドー太陽電池事件パネル報告書³⁰の脚注 269 を参照している。同事件のパネルは、カナダー再生可能エネルギー/固定価格買取制度事件の上級委員会が、GATTIII 条 8 項(a)を内国民待遇原則の適用除外(derogation)と性質決定し、このような性質決定により適用除外規定の要件充足についていずれの当事国が立証責任を負うかの問題が解決するわけではないと述べた³¹ことを踏まえて³²、同事件でもパネルの分析と結論にとって III 条 8 項(a)の要件に関していずれの当事国が一般的規則として立証責任を負うかを決定する必要はないとして次のように述べていた。

「当事国の陳述が、争われている事実問題ではなく、[GATT]III 条 8 項(a)の適用除外(derogation)の解釈と範囲に関する法的問題を主として提起する限りで、我々は、『*jura novit curia* の原則に従い、[III 条 8 項(a)の規定]についての法的解釈を我々に示すことは[当事国]の責任ではない』ことに留意する。」³³

したがって、インドー太陽電池事件パネルは、*jura novit curia* の原則を適用して立証責任の配分について判断を回避するのが可能になるのは、パネルが検討しようとする問題が事実に関する問題ではなく、解釈に関する法的問題である場合であると述べているのである。しかしながら、本件では、48 条 2 項の実質的要件は、改めて確認すれば、錯誤を援用する国が「自らの行為を通じて当該錯誤の発生に寄与した」か、又は「錯誤の発生の可能性を予見することができる状況に置かれていた」ということであり、この要件が充足されているか否かという問題は、解釈に関する法的問題というよりもむしろ法と事実が混合した問題であって、*jura novit curia* の原則を適用して専らパネルだけで解決できるような性質の問題ではないといえよう。そのような意味で、本件パネルの脚注 557 は疑問の余地を残している。

③48 条 2 項の適用問題に対する判断の必要性

司法機関としてのパネルは紛争解決に必要な範囲で判断をすればたり、上述のように本件パネルは、いくつかの争点について訴訟経済を行使し、判断を回避した。パネルは、48 条

Kingdom of Great Britain and Northern Ireland v. Iceland), 1974 ICJ Reports, p. 9, para. 17).

³⁰ Panel Report, *India – Certain Measures Relating to Solar Cells and Solar Modules*, WT/DS456/R, adopted 14 October 2016(*India – Solar Cells*)

³¹ Appellate Body Report, *Canada – Certain Measures Affecting the Renewable Energy Generation Sector / Canada – Measures Relating to the Feed-in Tariff Program*, WT/DS412/AB/R / WT/DS426/AB/R, adopted 24 May 2013, para. 5.56.

³² これとは対照的に、もし例外と性質決定されれば、例外規定の要件充足の立証責任は例外援用国が負うという原則は確立している。

³³ *India – Solar Cells*, *supra* note 29, n. 269.

1 項の要件が満たされないと判断したのであるから、同様に訴訟経済を行使し、あえて 48 条 2 項の適用問題を詳細に検討する必要はなかったともいえる。しかし、一般に、パネルは、上級委員会への上訴の可能性を意識して重要な争点については訴訟経済の行使を控える傾向にある。本件パネルも、現実には上級委員会の機能は停止しているものの、そのような可能性を意識していたのかも知れない。仮に上級委員会が 48 条 1 項の適用を否定したパネルの判断を覆した場合には、必然的に 48 条 2 項の適用可能性が決定的な争点となるからである。もっとも、本件パネルが詳細に説明するように WTO 事務局の援助を得て多数国間で実施される WTO 関税譲許表の HS 移行手続の内容からすると、関税譲許表に関する錯誤の主張が認められる可能性はきわめて低く、したがって、上級委員会が 48 条 1 項の適用を否定したパネルの判断を覆す可能性も低いと考えられる。そのような本件の特有の事情を考慮すれば、48 条 2 項の適用問題についてパネルが訴訟経済を行使しなかった点は疑問なしとはしない。

(3)GATTII 条 1 項(a)単独違反の主張

本件パネルは、II 条 1 項の(a)号と(b)号の義務の範囲が異なることを確認し、(a)号の独自の意義を認めた。そのため、(b)号違反を前提とせず、(a)号単独での違反を主張できることになるが、パネルは、(a)号単独違反が成立するためには、当該措置が譲許表に定める「通商」に対する待遇より不利な待遇でなければならないことを確認した。

日本は、インドの WTO 譲許表に定める関税待遇を適用するためのインドによる関税通知は、いつ撤回されるかも知れず、予見可能性を欠き市場の競争条件に悪影響を及ぼすことを理由に、「通商」に不利な待遇をもたらすとして(a)号単独違反の主張を行ったが、パネルは、譲許表に定める待遇と比較した主張が行われていないとして、日本の主張を認めなかった。日本は、インドの譲許表の待遇は無条件であったためいかなる待遇も記載されておらず、それゆえ、それよりも不利な待遇が生じていることを意識的に表現できなかったのではないだろうか。

(4) 通知 69/2011 に関するパネルの判断の意味

通知 69/2011 に関するパネルの判断の意味は次のように理解できる。すなわち、GATTI 条 1 項に従い GATT II 条 1 項(a)及び II 条 1 項(b)に含まれる義務にも最恵国待遇原則が適用される。そのため、日本の主張(i)が指摘するように、インドは関税品目 8517 に該当する他のすべての加盟国の製品にインドの WTO 譲許表に基づき無条件で免税待遇を与えなければならない。しかし、本件では、日印 CEPA が GATTXXIV 条に適合的であるとする、日印 CEPA の特恵的原産地規則の要件を満たす日本製品には、あくまで日印 CEPA に基づく特恵的関税待遇としての免税待遇が優先的に許与され、それをインド国内法上実施するのが通知 69/2011 である。そして、その限りでこれらの日本製品には II 条 1 項(a)及び(b)、さらには I 条 1 項の適用が排除され、それゆえそれらの規定の違反は生じない。しかし、日

印 CEPA の特惠的原産地規則の要件を満たさないが、インドの非特惠原産地規則によれば日本製品とされる製品には、本来、II 条 1 項(a)及び(b)の下でインドの WTO 譲許表に基づく無条件の免税待遇が無差別に許与されなければならないが、通知 69/2011 が適用対象とする日本製品ではないため免税待遇が許与されない。これらの製品が免税待遇を享受するためには、通知 69/2011 の下で日印 CEPA の特惠原産地規則の要件を満たすことが条件とされており、それゆえ、無条件の免税待遇を義務づける II 条 1 項(a)及び(b)に違反する。

このような理解によれば、日本の(ii)及び(iii)の主張は認められないように思われる。これらの主張は、日印 CEPA の特惠原産地規則の要件を満たす日本製品についてのものであるようにみえるが、II 条 1 項(a)及び(b)の適用は GATTXXIV 条により排除され则认为られるからである。

(5) その他

日本は、1980 年決定を「対象協定」ではないとしているが(7.222)、その根拠は何であろうか。この点について、パネルは判断を回避したが(7.247)、同決定は、インドが主張するようにマラケッシュ協定附属書一 A に関する解釈のための一般的注釈 1(b)(iv)「その他 1947 年のガット締約国が行った決定」として「対象協定」であるように思われる。